

予定申告書（第20号の3様式）の記載例

本店の所在地を記載してください。なお、本店が神戸市外に所在する場合は、神戸市内の主たる支店等の所在地も併記してください。

法人名を記載してください。

代表者の方の氏名を記載してください。

事業年度開始年月日と終了年月日を記載してください。

金額・年月日・従業者数など、単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分（けた）に従って、その枠内に数字を記載してください。  
また、記載する金額が赤字額（マイナス）であるときは、その金額の直前の単位（けた）に▲を記載してください。

神戸市内に所在する事務所等・寮等の名称・所在地を記載してください。記載しきれないときは、適宜、別紙に記載してください。

「前事業年度の法人税割の明細」 (⑨～⑰) 欄

前事業年度の確定申告書に記載した金額を記載してください。

⑨の欄は前事業年度の確定申告書の「課税標準となる法人税額」(⑤欄)の金額を記載してください。

神戸市の管理番号を記載してください。（0から始まる8桁の数字です）

平成28年1月1日以後に開始する事業年度、連結事業年度については、法人番号（13桁）を記載してください。

前事業年度末日現在のそれぞれの額を記載してください。  
 上段：資本金の額又は出資金額、  
 中段：資本金の額と資本準備金の額の合算額  
 下段：資本金等の額  
 なお、上段（ ）内には、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。  
 ※通算法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を（ ）内に記載し

前事業年度の法人税割額（※）を記載してください。

※修正申告により法人税割額が修正となっている場合は、この申告に係る事業年度開始日から6月を経過した日の前日現在での修正後の法人税割額となります。

過去の申告状況に基づき、当欄を記載済の申告書をお送りする場合がありますが、その内容から修正が加わっているときは、修正後の額に訂正してください。

①の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除した額を記載してください。  
※通算子法人で、当該事業年度開始の日から6月経過日の前日までの期間の月数が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。

右下の「⑥の計算」に記載した均等割額の合計を記載してください。

- ・ 区名……………事務所等・寮等が所在する区を記載します。
- ・ 区コード…記載不要。
- ・ 月数……………その区に事務所等が所在した月数。
- ・ 従業者数…その区の事務所等の従業者数の合計。
- ・ 均等割額…その区の均等割額。なお、全区の合計額が⑥の額になります。

従業員数は必ず記載してください。

受付印

年 月 日

神戸市市税事務所長 宛

法 人 番 号

申告年月日

所 在 地

神戸市長田区二景町5-1-32

(電話 078-647-\*\*\*\*)

事 業 種 目

製造業

法 人 名

株式会社 神戸

前期末現在の資本金の額  
又は 出 資 金 の 額

前期末現在の資本金の額及び  
資本準備金の額の合算額

前 期 末 現 在 の  
資 本 金 等 の 額

代 表 者  
氏 名

神戸 一郎

経理責任者  
氏 名

中央 太郎

令和07年04月01日から令和08年03月31日までの事業年度分の市民税の予定申告書

摘 要

税 額

前事業年度の法人税割額 (19)の金額

①

1680000

予定申告税額 (①×6÷前事業年度の月数)

②

840000

この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額

③

0

この申告により納付すべき法人税割額 ②-③

④

840000

均等割額

⑤

6月

算定期間中において事務所等を有していた月数

⑥

750000

150,000 円×⑤÷12

⑦

915000

この申告により納付すべき市民税額 ④+⑥

⑧

神戸市内に所在する事務所、事業所又は寮等

神戸市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数

名 称

事務所、事業所又は寮等の所在地

本 店

神戸市長田区二景町5-1-32

70

合 計

⑧

前事業年度の法人税割額の明細

この申告の期間

年 月 日から

年 月 日まで

前 事 業 年 度 の 期 間

年 月 日から

年 月 日まで

通算親法人の事業年度の期間

年 月 日から

年 月 日まで

法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額

十 百 千 円

区 名 月数 従業者数 均等割額

長田区 6 70 750000

の 計 算

特別控除取戻税額等

課税標準となる法人税額

20000000

法人税割額

1680000

市町村市民税の特定寄附金税額控除額

税額控除超過額相当額の加算額

外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額

外国の法人税等の額の控除額

仮装経理に基づく法人税割額の控除額

租税条約の実施に係る法人税割額の控除額

納付すべき法人税割額 ⑩-⑪+⑫-⑬-⑭-⑮-⑯

⑰

1680000

⑰のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額

⑱

0

差引法人税割額 ⑰-⑱

⑲

1680000

関与税理士  
署 名

(電話)

第二十号の三様式

均等割額を必ず記入してください。

※ 従業者数を必ず記入してください。